

講義概要

テーマ：国内外の化学物質管理法規制について

講師：一般財団法人 日本化学工業協会 化学品管理部 松尾真吾氏

纏め：東邦化学工業株式会社 佐山 哲也

◆日本化学工業協会について

日本の化学産業を取り巻く環境変化を捉え、官公庁及び関係機関、学会、国際化学工業協会協議会（ICCA）と連携して、会員及び市民に有益な価値を提供し、人類社会の持続的成長に貢献することを目的に活動している。

◆化学物質管理法規制

・各国法規制見直しについて

各国が WSSD 目標という国際公約を果たすために、2020 年までに自国の法規制を見直し、強化しようとしている。WSSD2020 年目標の達成に向け、各国・地域においてハザードベースからリスクベースによる化学品管理規制へ移行している。

◆国内の化学物質管理法規制

・日本の化学物質管理法規制の生い立ち

1950~1960 年代に、公害問題や化学物質による健康被害等、化学物質が国民の生活を脅かす事態が発生した。1960 年代後半に、人への健康影響との因果関係が科学的に確立し、化学物質を規制により管理する動きが活発化した。

1972 年に「労働安全衛生法」（安衛法）が施行、1974 年に世界で初めて新規化学物質届出制度を導入した「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）が施行された。2000 年には、「化学物質排出把握管理促進法」（化管法）が施行された。

・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）

目的：人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止 ⇒環境経由での人・動植物への長期的影響の防止

2017 年 6 月 改正化審法の公布

改正法におけるポイントは、審査特例制度の見直しであり、審査特例制度の確認の基準となる全国上限値を「製造・輸入予定数量」から、製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される「環境排出量」に変更されたことである。

・「化学物質排出把握管理促進法」（化管法）

目的：特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること。

2018 年見直しされる見込み。

・「労働安全衛生法」（安衛法）

目的：職場における労働者の安全と健康を確保すると共に、快適な職場環境の形成を促進する。

2016 年 6 月 リスクアセスメントの義務化

・「毒物及び劇物取締法」（毒劇法）

目的：主として急性毒性による健康障害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制、取り締まりを行う。

1950 年に施行されたが、今の時代に則していない状況がある。

◆米国の化学物質管理法規制

・米国の主な化学品規制

化学物質規制（一般化学品）：有害物質規制法（TSCA）等

労働安全衛生（分類・表示／SDS,ラベル）：労働安全衛生法／危険有害性周知基準（OSHA／HCS）等

・TSCA の概要

名称：有害物質規制法 Toxic Substances Control Act

目的：有害化学物質の人の健康または環境への不当なリスクを防止する。

主管：環境保護庁（EPA）

日本の化審法、欧州の REACH に相当する化学品管理の基本的な法律である。1976 年 10 月制定、以降約 40 年大幅な改正が行われていない。既存化学物質管理が不十分等の指摘があり、2009 年に見直し（リフォーム）を開始した。

約 7 年かけてリフォーム法案を審議し、2016 年 6 月に改正法が成立した。

改正法：Frank R Lautenberg Chemical Safety for the 21st Century Act（LCSA）

－21 世紀の化学物質安全に関するフランク・R・ローテンバーグ法－

・OSHA／HCS の概要

名称：労働安全衛生法 Occupational Safety Health Act

危険有害性周知基準 Hazard Communication Standard

目的：作業場における化学品に暴露される恐れのある労働者の保護と化学品の危険有害性を分類し、情報を従業員に伝達する。

主管：労働省（DOL）労働安全衛生局（OSHA）

2012 年改正時に、危険有害性の決定と警告表示（ラベル）及び SDS で GHS を導入。SDS,ラベルは 2015 年 12 月に完全施行となった。

◆東アジア（韓国・台湾・中国）の化学物質管理法規制

・韓国

「化学物質の登録及び評価に関する法律」（化評法）2013 年 5 月 22 日公布

Act on Registration, Evaluation, etc. of Chemical Substances（ARECs）アレクス。（K-REAH とも）

「化学物質管理法」（化管法）2013 年 6 月 4 日公布、「産業安全衛生法」（産安法）

・台湾

「改正毒性化学物質管理法」⇒「新化学物質及び既有化学物質資料登録弁法」（2014 年 12 月 11 日施行）

「改正職業安全衛生法（旧 劳工安全衛生法）」⇒「新化学物質登記管理弁法」（2015 年 1 月 1 日施行）

・中国（当日、以下内容について講演頂いた。）

“新化学物質申告登記指南改正案と主な内容”、“危険化学品登記”、“危険化学品管理規制に関する最近の動向”。

◆東南アジアの化学物質管理法規制

・マレーシア：「CLASS 規則」、「環境有害物質届出・登録制度」

・インドネシア：「政府法令 74／2001」

・フィリピン：「共和国法律 6969」 ←東南アジアでは進んでいる。

・シンガポール：「環境保護管理法」 ←独自の規則。

・ベトナム：「化学品法」 ←法整備に時間が掛っている。

・タイ：「有害物質法」 ←予定通り進まず、説明も不十分。しかし政府は計画を進行している。

以 上